

私立学校等に係る学校教育法施行細則

平成16年5月21日
規則第40号

改正 平成20年3月29日規則第25号 平成28年10月25日規則第68号
私立学校等に係る学校教育法施行細則をここに公布する。
私立学校等に係る学校教育法施行細則
私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則(昭和56年沖縄県規則第8号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 学校(第2条—第13条)
- 第3章 専修学校(第14条—第22条)
- 第4章 各種学校(第23条—第30条)
- 第5章 雜則(第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)の実施のため、法、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「政令」という。)及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。)の規定に基づいてなすべき知事の所管する私立学校等に係る認可の申請及び届出の手続等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 学校

(学校の設置認可の申請)

第2条 法第4条第1項の規定により私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、盲学校又は特別支援学校(以下「学校」という。)の設置についての認可を受けようとするときは、学校設置認可申請書(第1号様式)に省令第3条に規定する書類及び図面のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 設置趣意書
- (2) 施設概要書
- (3) 校地、校舎等の所有権を有することを証する公の書類又は貸借契約書の写し
- (4) 校具及び教具の明細表
- (5) 教職員組織表
- (6) 学級編成表
- (7) 設置者(法人にあっては、その代表者)の履歴書及び身分証明書(本籍地の市町村長の発行する身分証明書をいう。以下同じ。)
- (8) 教職員の履歴書、身分証明書、就任承諾書及び教育職員免許状(以下「免許状」という。)の写し又はこれに代わるもの
- (9) 設置後2年間の收支予算書
- (10) 学校の付近状況図
- (11) 学校の施設の内部及び外観の写真
- (12) 設置者が法人である場合にあっては、理事会等の決議録の写し
- (13) 設置者が法人である場合にあっては、寄附行為(定款その他の寄附行為に相当するものを含む。)の写し
- (14) 上水道以外の飲料水を使用するときは、水質検査書

一部改正〔平成20年規則25号・28年68号〕

(学校の廃止認可の申請)

第3条 法第4条第1項の規定により学校の廃止についての認可を受けようとするときは、学校廃止認可申請書(第2号様式)に省令第15条に規定する書類のほか、前条第12号及び第13号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 教職員の処置方法を記載した書類

- (2) 施設、設備、備品等の処置方法を記載した書類
 - (3) 指導要録等の引継方法を記載した書類
 - (4) 学校の沿革を記載した書類
- 2 法第4条第1項の規定による学校の廃止についての認可を受けた場合において、指導要録等を知事に引き継ぐときは、指導要録等引継書（第3号様式）に政令第31条に規定する書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

（高等学校の課程又は学科の設置認可の申請）

- 第4条 法第4条第1項の規定により高等学校の全日制、定時制若しくは通信制の課程又は学科の設置についての認可を受けようとするときは、高等学校全日制課程等設置認可申請書（第4号様式）に省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで及び第9号から第12号までに掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の設置の認可申請について準用する。

一部改正〔平成20年規則25号〕

（高等学校の課程又は学科の廃止認可の申請）

- 第5条 法第4条第1項の規定により高等学校の全日制、定時制若しくは通信制の課程又は学科の廃止についての認可を受けようとするときは、高等学校全日制課程等廃止認可申請書（第5号様式）に省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部又は高等部の廃止の認可申請について準用する。

一部改正〔平成20年規則25号〕

（学校の設置者の変更認可の申請）

- 第6条 法第4条第1項の規定により学校の設置者の変更についての認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可申請書（第6号様式）に省令第14条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）新たに設置者になろうとする者（その者が法人である場合にあっては、その代表者）の履歴書及び身分証明書

（2）設置者が法人である場合にあっては、当該変更に係る理事会等の決議録の写し、寄附行為（定款その他の寄附行為に相当するものを含む。）の写し、法人役員名簿及び財産目録

一部改正〔平成20年規則25号〕

（高等学校の広域の通信制課程に係る学則の変更認可の申請）

- 第7条 法第4条第1項の規定により高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更についての認可を受けようとするときは、高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可申請書（第7号様式）に省令第5条第2項に規定する書類のほか、第2条第5号及び第12号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

（1）変更後の学則（以下「新学則」という。）

（2）変更しようとする条項の新旧比較対照表

（3）変更後2年間の收支予算書

（4）広域の通信教育を行う区域を変更する場合において、当該変更により新たに加わることとなる区域の生徒の教育方法又は当該変更により除くこととなる区域の生徒の処置方法を記載した書類

（5）広域の通信教育について協力する高等学校に関する事項を変更する場合にあっては、次に掲げる書類

ア 新たに協力する高等学校がある場合にあっては、当該高等学校における教育方法を記載した書類及び当該高等学校の設置者が協力することを決定したことを証する書類

イ 協力する高等学校を廃止する場合にあっては、当該高等学校において教育を受けている生徒の処置方法を記載した書類

一部改正〔平成20年規則25号・28年68号〕

(学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請)

第8条 法第4条第1項の規定により学校の収容定員に係る学則の変更についての認可を受けようとするときは、収容定員に係る学則変更認可申請書（第8号様式）に省令第5条に規定する書類及び図面のほか、第2条第5号及び第12号並びに前条第1号から第3号までに掲げる書類並びに次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 変更前及び変更後の収容定員に対する屋外運動場及び校舎の基準面積表及び現有面積表
(2) 過去5年間の児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の収容状況表

一部改正〔平成20年規則25号〕

(学校の校長の届出)

第9条 法第10条の規定により学校が校長を定めたときは、校長選任届（第9号様式）に省令第27条に規定する履歴書のほか、身分証明書及び就任承諾書並びに校長が免許状を有している場合にあっては、その写しを添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(学校の目的等の変更の届出)

第10条 政令第27条の2第1項第1号の規定により学校の目的、名称、位置又は学則（高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るもの）を除く。以下この条において同じ。）の変更についての届出をしようとするとき、又は同項第5号の規定により学校の経費の見積り及び維持方法の変更についての届出をしようとするときは、目的等変更届（第10号様式）に省令第5条第2項に規定する書類のほか、第2条第12号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 目的又は名称の変更の場合にあっては、その変更に係る新旧比較対照表
(2) 位置の変更の場合にあっては、その変更に係る新旧比較対照表、変更後の位置を示す図面及び施設概要書並びに校地、校舎等の所有権を有することを証する公の書類又は貸借契約書の写し
(3) 学則の変更の場合にあっては、その変更に係る条項の新旧比較対照表及び新学則
(4) 経費の見積り及び維持方法の変更の場合にあっては、その変更に係る新旧比較対照表及び変更後2年間の收支予算書

一部改正〔平成20年規則25号・28年68号〕

(高等学校等の専攻科等の設置又は廃止の届出)

第11条 政令第27条の2第1項第2号の規定により高等学校の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科（以下「専攻科等」という。）の設置についての届出をしようとするときは、専攻科等設置届（第11号様式）に省令第11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで、第9号及び第12号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 政令第27条の2第1項第2号の規定により専攻科等の廃止についての届出をしようとするときは、専攻科等廃止届（第12号様式）に省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(学校の分校の設置又は廃止の届出)

第12条 政令第27条の2第1項第3号の規定により学校の分校の設置についての届出をしようとするときは、分校設置届（第13号様式）に省令第7条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 政令第27条の2第1項第3号の規定により学校の分校の廃止についての届出をしようとするときは、分校廃止届（第14号様式）に省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(学校の校地、校舎等の取得等の届出)

第13条 政令第27条の2第1項第6号の規定により学校の校地、校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する土地及び建物（以下「土地等」という。）に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地等の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地校舎等変更届（第15号様式）に省令第6条に規定する書類及び図面のほか、第2条第

12号に掲げる書類及び次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 用途の変更により土地等の現状に重要な変更を加えようとする場合にあっては、その変更に係る用途の新旧比較対照表
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合にあっては、土地等の権利の取得若しくは変更又は土地等の現状の変更に係る面積の新旧比較対照表及び所有権を有することを証する公の書類又は貸借契約書の写し

一部改正〔平成20年規則25号〕

第3章 専修学校

(専修学校の設置認可の申請)

第14条 法第130条第1項の規定により私立の専修学校（以下「専修学校」という。）の設置についての認可を受けようとするときは、学校設置認可申請書（第1号様式）に省令第187条において準用する省令第3条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(専修学校の廃止認可の申請)

第15条 法第130条第1項の規定により専修学校の廃止についての認可を受けようとするときは、学校廃止認可申請書（第2号様式）に省令第188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号及び第13号並びに第3条第1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(専修学校の設置者の変更認可の申請)

第16条 法第130条第1項の規定により専修学校の設置者の変更についての認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可申請書（第6号様式）に省令第189条において準用する省令第14条に規定する書類のほか、第6条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(専修学校の高等課程等の設置又は廃止の認可の申請)

第17条 法第130条第1項の規定により専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程（以下「高等課程等」という。）の設置についての認可を受けようとするときは、専修学校高等課程等設置認可申請書（第16号様式）に省令第187条において準用する省令第3条に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで、第9号、第12号及び第15号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第130条第1項の規定により専修学校の高等課程等の廃止についての認可を受けようとするときは、専修学校高等課程等廃止認可申請書（第17号様式）に省令第188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(専修学校の目的の変更認可の申請)

第18条 法第130条第1項の規定により専修学校の目的の変更についての認可を受けようとするときは、専修学校目的変更認可申請書（第18号様式）に省令第189条において準用する省令第11条に規定する書類のほか、第2条第12号に掲げる書類及び変更に係る新旧比較対照表を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(専修学校の学則の変更の届出)

第19条 法第131条の規定により専修学校の学則の変更（学科の設置及び廃止に係る学則の変更を除く。）についての届出をしようとするときは、専修学校学則変更届（第19号様式）に省令第189条において準用する省令第5条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第7条第1号及び第2号に掲げる書類並びに収容定員に係る学則の変更の場合にあっては、第7条第3号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第131条の規定により専修学校の学科の設置に係る学則の変更についての届出をしようとするときは、専修学校学科設置に係る学則変更届（第20号様式）に省令第189条において準用する省令第

11条に規定する書類及び図面のほか、第2条第2号から第6号まで及び第12号並びに第7条第2号及び第3号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 3 法第131条の規定により専修学校の学科の廃止に係る学則の変更についての届出をしようとするときは、専修学校学科廃止に係る学則変更届（第21号様式）に省令第188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第7条第1号及び第2号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

（専修学校の分校の設置又は廃止の届出）

第20条 法第131条の規定により専修学校の分校の設置についての届出をしようとするときは、分校設置届（第13号様式）に省令第189条において準用する省令第7条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 法第131条の規定により専修学校の分校の廃止についての届出をしようとするときは、分校廃止届（第14号様式）に省令第188条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

（専修学校の校地、校舎等の取得等の届出）

第21条 法第131条の規定により専修学校の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地校舎等変更届（第15号様式）に省令第189条において準用する省令第6条に規定する書類及び図面のほか、第2条第12号及び第13条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

（専修学校の校長の届出）

第22条 法第133条において準用する法第10条の規定により専修学校が校長を定めたときは、校長選任届（第9号様式）に省令第189条において準用する省令第27条に規定する履歴書のほか、身分証明書及び就任承諾書並びに校長が免許状を有している場合にあっては、その写しを添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

第4章 各種学校

（各種学校の設置認可の申請）

第23条 法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定により私立の各種学校（以下「各種学校」という。）の設置についての認可を受けようとするときは、学校設置認可申請書（第1号様式）に省令第190条において準用する省令第3条に規定する書類のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

（各種学校の廃止認可の申請）

第24条 法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定により各種学校の廃止の認可を受けようとするときは、学校廃止認可申請書（第2号様式）に省令第190条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号及び第13号並びに第3条第1項各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

（各種学校の設置者の変更認可の申請）

第25条 法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定により各種学校の設置者の変更についての認可を受けようとするときは、学校設置者変更認可申請書（第6号様式）に省令第190条において準用する省令第14条に規定する書類のほか、第6条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

（各種学校の収容定員に係る学則の変更認可の申請）

第26条 法第134条第2項において準用する法第4条第1項の規定により各種学校の収容定員に係る学則の変更についての認可を受けようとするときは、収容定員に係る学則変更認可申請書（第8号

様式)に省令第190条において準用する省令第5条第3項に規定する書類及び図面のほか、第2条第5号及び第12号、第7条第1号から第3号まで並びに第8条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号・28年68号〕

(各種学校の校長の届出)

第27条 法第134条第2項において準用する法第10条の規定により各種学校が校長を定めたときは、校長選任届(第9号様式)に省令第190条において準用する省令第27条に規定する履歴書のほか、身分証明書及び就任承諾書並びに校長が免許状を有している場合にあっては、その写しを添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(各種学校の目的等の変更の届出)

第28条 政令第27条の3第1号の規定により各種学校の目的、名称、位置又は学則(収容定員に係るものを除く。)の変更についての届出をしようとするときは、目的等変更届(第10号様式)に省令第190条において準用する省令第5条第2項に規定する書類のほか、第2条第12号及び第10条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号・28年68号〕

(各種学校の分校の設置又は廃止の届出)

第29条 政令第27条の3第2号の規定により各種学校の分校の設置についての届出をしようとするときは、分校設置届(第13号様式)に省令第190条において準用する省令第7条に規定する書類及び図面のほか、第2条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 政令第27条の3第2号の規定により各種学校の分校の廃止についての届出をしようとするときは、分校廃止届(第14号様式)に省令第190条において準用する省令第15条に規定する書類のほか、第2条第12号並びに第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

(各種学校の校地、校舎等の取得等の届出)

第30条 政令第27条の3第3号の規定により各種学校の校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするときは、校地校舎等変更届(第15号様式)に省令第190条において準用する省令第6条に規定する書類及び図面のほか、第2条第12号及び第13条各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成20年規則25号〕

第5章 雜則

(委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則の規定に基づいてなされた申請及び届出は、それぞれこの規則の相当規定に基づいてなされた申請及び届出とみなす。

附 則(平成20年3月29日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年10月25日規則第68号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

(第2条、第14条、第23条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第2号様式

(第3条、第15条、第24条関係)
一部改正〔平成20年規則25号〕

第3号様式

(第3条関係)

第4号様式

(第4条関係)

第5号様式

(第5条関係)

第6号様式

(第6条、第16条、第25条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第7号様式

(第7条関係)

第8号様式

(第8条、第26条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第9号様式

(第9条、第22条、第27条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第10号様式

(第10条、第28条関係)

第11号様式

(第11条関係)

第12号様式

(第11条関係)

第13号様式

(第12条、第20条、第29条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第14号様式

(第12条、第20条、第29条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第15号様式

(第13条、第21条、第30条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第16号様式

(第17条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第17号様式

(第17条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第18号様式

(第18条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第19号様式

(第19条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第20号様式

(第19条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕

第21号様式

(第19条関係)

一部改正〔平成20年規則25号〕